

東北大学研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター設備等利用内規

平成29年4月12日

研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学研究推進・支援機構規程(平成29年規第34号)第7条第2項の規定に基づき東北大学研究推進・支援機構テクニカルサポートセンターに登録されている東北大学(以下「本学」という。)の共用可能な研究設備及び機器(以下「設備等」という。)のうち、テクニカルサポートセンター設備・機器利用システム(以下「利用システム」という。)により利用申請する設備等の利用について必要な事項を定めるものとする。

(設備等)

第2条 利用の対象となる設備等は、東北大学研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長(以下「センター長」という。)が定める。

(利用者の資格)

第3条 設備等を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学の職員及び学生(以下「職員等」という。)
- 二 本学の職員と研究上の協力関係を有する他の大学、研究機関等の研究者及び技術者のうち、本学の職員から紹介のあった者
- 三 その他センター長が特に認めた者

(利用者登録)

第4条 設備等を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、利用システムにより利用者情報を登録しなければならない。

- 2 利用希望者は、原則として利用責任者(利用料を納付する者)となるものとする。ただし、利用責任者とならない場合は、利用者登録をする際に利用責任者を指名しなければならない。

(利用の申請及び承認)

第5条 利用希望者は、次の表の区分に応じてセンター長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、本学の職員等が、自らが所属する部局の設備等を利用する場合は、この限りでない。

利用者の資格	申請方法
第3条第1号に掲げる者	利用システムによる申請
第3条第2号及び第3号に掲げる者	別紙様式に定める申請書による申請

- 2 前項の申請は、利用責任者が行うものとする。
- 3 センター長は、第1項の申請があったときは、当該設備等を管理する部局（以下「管理部局」という。）及び設備等の管理運転等を担当する者（以下「設備・機器担当者」という。）の業務に支障がない場合に限り、承認するものとする。
- 4 センター長は、利用の承認又は不承認を決定したときは、当該者に通知するものとする。
- 5 第3項の規定により設備等の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、設備等の利用に当たっては、当該設備等の注意事項を遵守の上、設備・機器担当者の指示に従わなければならない。

（利用上の支援）

第6条 利用者は、設備等の利用に当たっては、当該設備等の操作方法の指導等、本学の職員により必要な支援を受けることができる。

（目的外利用の禁止）

第7条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に設備等を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

（利用の承認の取消し等）

第8条 センター長は、利用者がこの内規に違反し、又は設備等の利用に重大な支障を生じさせたときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止させることがある。

（利用料）

第9条 利用者は、設備等を利用したときは、所定の期日までに利用料を納付しなければならない。

- 2 前項の利用料の額は、別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、センター長が特に認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

（免責）

第10条 本学は、設備等の利用によって利用者（本学の職員等を除く。）に生じた損害について、利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第11条 利用者は、故意又は過失によりその利用に係る設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第12条 本学及び利用者は、設備等の利用にあたり知り得た相手方の技術上及び営業上の情報、知

的財産等を相手方の書面による同意なしに公表してはならない。

(知的財産権)

第13条 設備等の利用の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生の事態を勘案して、利用者（本学の職員等を除く。）の所属する大学又は研究機関等と協議の上、決定するものとする。

(データの取扱い等)

第14条 本学は、設備等の利用により得られたデータの品質を保証するものではない。

2 利用者（本学の職員等を除く。）は、設備等の利用により得られたデータを本学名を使用して公表することはできない。これに反して、本学名を使用してデータを外部へ公表したことにより、本学が被害及び損害を受けた場合、利用者及び利用者の所属機関がその責任を負うものとする。ただし、センター長が使用を許可した場合はこの限りではない。

(事務)

第15条 設備等の利用に関する事務は、研究推進部及び管理部局の事務部が連携してこれを処理する。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか設備等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 東北大学研究教育基盤技術センターテクニカルサポートセンター設備等利用内規（平成20年1月30日研究教育基盤技術センターテクニカルサポートセンター長裁定）は、廃止する。

附 則(平成29年10月17日改正)

この内規は、平成29年10月17日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

テクニカルサポートセンター設備・機器利用システム登録/設備等利用申請書

提出日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国立大学法人東北大学の設備等の利用について、下記のとおり申請しますので、承認願います。
なお、利用に際しては、東北大学研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター設備等利用内規その他の関係規則等を遵守します。

利用責任者 (※利用料支払いの責任を負う方をご記入ください)	所属機関			部署		
	住所	〒 _____				
	氏名				印	職名
	E-mail			TEL		

利用者 (※欄が足りない場合は、お手数ですが任意様式に記入し、本申請書と合わせてご提出ください。)	所属機関			部署				
	住所	〒 _____						
	氏名	Family name, First name			職名			
	E-mail			TEL				
	国籍	テクニカルサポートセンター設備・機器利用システム登録 (※該当箇所をチェックを入れてください。)		新規登録	<input type="checkbox"/>	登録済み	<input type="checkbox"/>	センター備考欄
	所属機関			部署				
	住所	〒 _____						
	氏名	Family name, First name			職名			
	E-mail			TEL				
	国籍	テクニカルサポートセンター設備・機器利用システム登録 (※該当箇所をチェックを入れてください。)		新規登録	<input type="checkbox"/>	登録済み	<input type="checkbox"/>	センター備考欄
	所属機関			部署				
	住所	〒 _____						
氏名	Family name, First name			職名				
E-mail			TEL					
国籍	テクニカルサポートセンター設備・機器利用システム登録 (※該当箇所をチェックを入れてください。)		新規登録	<input type="checkbox"/>	登録済み	<input type="checkbox"/>	センター備考欄	

利用設備等	※設備・機器利用システム (https://ses.tsc.tohoku.ac.jp/)に掲載の設備・機器名をご記入ください。				
	設備・機器名				

本学の紹介者	所属	職名	氏名
--------	----	----	----

目的(研究課題)	
研究の概要	
利用期間	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ※最長で当年度末日までとなります。翌年度も利用を希望される場合は、改めて申請書をご提出ください。

経理担当者情報 (請求書送付先)	所属機関			部署		
	住所	〒 _____				
	担当者氏名				職名	
	E-mail			TEL		

※太枠内の各項目についてご記入ください。
※申請書内容に変更が生じた場合には、速やかにテクニカルサポートセンターまでご連絡ください。

上記設備等について利用を (承認 ・ 不承認) する。
(不承認理由: _____)

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
国立大学法人東北大学 研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長 印